

Q1 どの裁判所に申し立てるのですか？

A1 原則として、**相手方の住所地を管轄する簡易裁判所**ですが、例外もあります。

下の表は、申立てが比較的多い紛争や、例外的な管轄の取り扱いがある紛争の例です。

紛争の内容によっては、管轄の判断がむずかしい場合もありますので、詳しくは、最寄りの簡易裁判所で確認してください。

		管 轄 裁 判 所		
		原 則 相手方の住所地	例 外	
			申立人の住所地	そ の 他
紛 争 の 種 類	宅地・建物に関する紛争	×	×	紛争の対象である宅地 又は建物の所在地
	商事に関する紛争 (売買代金など)	○	×	
	交通事故に関する紛争 (自動車による人身事故の損害賠償)	○	○	
	交通事故に関する紛争 (物損のみの損害賠償)	○	×	
	公害に関する紛争	○	×	損害の発生地又は損害 が発生する恐れのある 地

このほか、紛争の内容によっては、双方の合意によって管轄を定めることができます。

裁判所の管轄区域については、京都府内管轄一覧表をご覧ください。

Q2 どんな書類を提出するのですか？

A2 調停申立書を提出してください。

民事調停は、管轄の裁判所に「調停申立書」を提出することによって手続が始まります。裁判所には、定型の申立用紙が備え付けてありますし、裁判所ウェブサイトにもいくつかの申立書の書式と記載例が掲載してありますのでそれらを利用することもできます。

もめごとの内容によっては、その他の書類が必要となる場合があります。

※代表的な例は下欄のとおりですが、これらはあくまでも一例にすぎません。

詳しくは、調停申立書を提出する簡易裁判所にお問い合わせください。

	提出していただく書類	備考
相手方が法人の場合	○商業登記簿謄本(又は登記事項証明書)※	※法務局で取り扱っています
申立人・相手方が未成年者の場合	○戸籍謄本※	※親権者を明確にするため
貸金の返還を請求する場合	金銭消費貸借契約書, 借用書, 受領書など	
売買代金を請求する場合	契約書(控), 納品書(控), 売掛台帳など	
請負代金を請求する場合	契約書, 注文書, 見積書(控), カタログ, 納品書(控)など	
敷金の返還を請求する場合	賃貸借契約書, 重要事項説明書, 敷金の預り証, 部屋の見取図, 敷金の精算書, 明渡し時の室内の写真など	
交通事故による損害の賠償を請求する場合	○交通事故証明書, 車等の損傷部分の写真, 修理の見積書・領収書, 診断書, 診療明細書, 休業損害証明書など	
賃金・解雇予告手当を請求する場合	平均月収算出の根拠となる計算書, 給与・賞与等の支払明細書, 求人広告, 退職金の基準となる資料, 交通費内訳明細書, タイムカード等	
建物・土地の明渡しを請求する場合	○固定資産課税台帳登録事項証明書 ※1, ○建物(土地)登記簿謄本(又は登記事項証明書)※2,	※1 市区町村役場で取り扱っています。 ※2 法務局で取り扱っています

	建物(土地)賃貸借契約書	
--	--------------	--

○が付いているものは**必ず用意していただく書類**です。

また、※の付いた書類は、**原本**を提出してください。

その他の書類は、紛争の内容によって、提出が必要になる場合があります。原本ではなく、コピーを相手方の人数分プラス1部提出してください。

原本は調停期日に確認させていただきますので、お持ちください。

Q3 費用はいくらかかるのですか？いつ払うのですか？

A3 「調停を求める事項の価額」に「見合う額」の収入印紙と70

0円分の郵便切手（京都簡裁の場合）を申立書を提出されるときに提出してください。

※「調停を求める事項の価額」というのは、お金の支払を求める場合であれば、あなた（申立人）が相手方に請求しようとする金額という意味です。

「見合う額」については、手数料額早見表をご覧ください。

例えば…

10万円の売買代金を相手方に請求するために調停を申し立てる場合、「調停を求める事項の価額」は10万円で、この額を手数料額早見表で確認すると、「見合う額」は500円になります。ですから、この例では、申立書を提出するときに、申立書と一緒に500円分の収入印紙と700円分の郵便切手を提出していただくことになります。

※**郵便切手の内訳は、10円×5枚、50円×5枚、80円×5枚**です。

ただし、相手方が1名増えるごと80円×4枚分を追加してください。

また、場合によっては郵便切手が不足する場合がありますので、その場合には、追加で郵便切手を納めていただくことになります。

※お金の支払いを求める申立てではない場合（例えば建物の明渡し請求など）は、別途「調停を求める事項の価額」の計算方法が定められています。

詳しくは、申立書を提出する簡易裁判所にお問い合わせください

Q4 調停手続は、申立書を提出してからどれぐらいの期間で終了す

るのですか？

A4 紛争の内容や相手方の対応等によってさまざまですので、一概には言えませんが、**民事調停事件の約90パーセントは3ヶ月以内に終了**しています。

※通常、調停が成立するまでには、2～3回の調停期日が開かれます。

Q5 相手方が調停期日に来なかったらどうなるのですか？

A5 調停を行う日に相手方が欠席したときは、欠席の理由等を確認し、話合いに臨む意思が確認できれば、次回の日時を指定します

Q6 相手方と合意できなかったらどうなるのですか？

A6 調停は不成立となり、調停手続は終了します。

※ この場合には、あらためて訴訟手続による解決を求めることも可能です。その場合には、調停が不成立となったという知らせを受けた日から2週間以内に、調停で求めた内容について訴状を提出すれば、調停の際に納めた手数料の額が訴訟に必要な手数料の額から減額されます。